

低潮線保全基本計画に基づき平成29年度に実施した 主な取組について

○全国185箇所の低潮線保全区域における状況調査等

- ▶ 低潮線保全区域の巡視等により 保全対策が必要な変状の有無を確認。
- ▶ 西之島の新しい地図・海図を提供。



母島



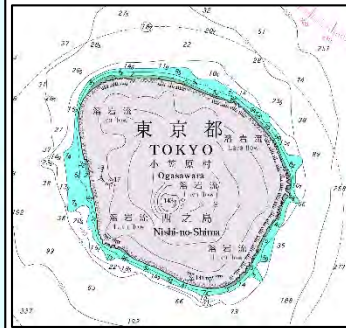
南鳥島

低潮線保全区域の巡視状況



新しい地形図

(旧島の海岸線(赤線)を追記)



新しい海図

(我が国の管轄海域拡大)

○特定離島港湾施設の整備等

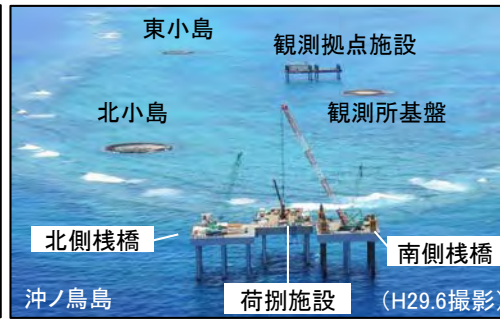
- ▶ 南鳥島：岸壁整備、施設の管理、港湾の水域管理
- ▶ 沖ノ鳥島：南側棧橋据付工事の実施



南鳥島及び沖ノ鳥島の位置図



南鳥島 泊地 岸壁 (H29.6撮影)



沖ノ鳥島 荷捌施設 (H29.6撮影)

南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の整備状況

○特定離島を拠点とした活動

- ▶ 南鳥島にて、海洋構築物に関する建設材料などの技術開発を実施中。また、同島周辺の排他的経済水域内において、賦存が確認されているレアアース泥の賦存状況の調査を実施。
- ▶ 沖ノ鳥島にて、有性生殖によるサンゴ増殖技術を開発・実証。

(注) 低潮線保全基本計画とは

- 低潮線保全法(平成22年法律第41号)に基づき、低潮線の保全及びEEZ等の利用拠点となる離島の施設整備等を総合的かつ計画的に進めるために策定されたもの(平成22年7月閣議決定)。
- 同計画において、毎年度の進捗状況の総合海洋政策本部への報告が義務付けられている。